

21 地域農業構造転換支援対策

令和7年度補正予算額 12,856百万円

<対策のポイント>

地域農業の構造転換に向けて、新規参入する法人・企業等や地域の中核となる担い手が、生産性の向上や付加価値額の拡大を伴いながら、より多くの受け手のいない農地を引き受けることで、地域内で持続的な営農を可能にする必要があります。このため、機械・施設の導入等に加え、スマート農業技術の研修教育の強化、就農直後から雇用により農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体モデルの創出を集中的に支援します。

<事業目標> [2030年まで]

○担い手への農地集積率 7割 ○販売金額に占める担い手のシェア 9割 ○スマート農業技術を活用した面積の割合 50%

<事業の全体像>

地域農業構造転換支援事業

1. 地域農業構造転換支援事業

地域の中核となる担い手等に対し、農業用機械・施設の導入、農業用機械のリース導入を支援します。

2. 新規就農者チャレンジ事業

経営ステージに応じた新規就農者（65歳未満）の農業用機械・施設の導入等を支援します。

○ 補助率：購入 3/10以内、リース 定額

○ 補助上限：個人1,500万円、法人3,000万円

※ リースは導入する農業用機械の取得額相当の 3 / 7 を定額で支援



農業散布用ドローン



自動操舵トラクター

スマート農業研修教育環境整備事業

担い手の規模拡大に資するスマート農業技術の研修教育の強化に加え、就農直後から雇用により農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体モデルの創出を集中的に支援します。

○ 農業大学校等におけるスマート農業機械・設備等の導入等



○ スマート農業技術を導入した研修農場の整備等



○ 高度な経営管理能力とリーダーシップを育成する研修カリキュラムの開発・実施、スマート農業機械の導入等のモデル創出

[お問い合わせ先] 経営局経営政策課担い手総合対策室 (03-3502-6444)
経営局就農・女性課 (03-3502-6469)